

荒天時における臨時休業等の判断基準等について

鳥取県立米子工業高等学校
令和7年2月17日

1 対象となる気象警報等

(1) 防災気象情報に関する基準

学校所在地（米子市啓成地区）及び居住地、登校途中を含む地区に対して、次のいずれかが発令等されている場合。

警戒レベル	市町村による避難情報	気象庁等による気象情報
5	緊急安全確保	特別警報(大雨、暴風、大雪、暴風雪)、氾濫発生情報
4	避難指示	土砂災害警戒情報、氾濫危険情報
3	高齢者等避難	警報(大雨、洪水、大雪、暴風雪)、氾濫警戒情報

(2) 公共交通機関に関する基準

通学ルートの公共交通機関が運休しており、代替の公共交通機関もなく、登校できない場合。

(3) 避難情報等に関する基準

学校所在地（米子市啓成地区）及び居住地、登校途中を含む地区に対して、(1)の表の避難情報又は気象情報が発令されていないが、キキクル（危険度分布）や気象レーダー等により今後発令されることが見込まれる場合や公共交通機関に計画運休の予定がある場合。

2 生徒に対する基本措置

(1) 午前6時の時点で、上記1の(1)または(2)の基準を満たす場合は「自宅待機」。

(2) 午前6時から午前9時の間に上記1の(1)または(2)の基準を満たす警報等が発令された場合は、次のように行動する。

①自宅にいる場合は「自宅待機」。

②登校中である場合は、各自で安全性を考慮して「帰宅」、あるいは「登校」。

③警報等を知らずに登校した場合は「教員の指示に従って行動」。

(3) 午前9時までに上記1の(1)または(2)の基準を満たす警報等が解除になった場合は「登校して授業」。なお、午後0時20分に教室でSHRを実施し、午後0時40分から授業を行う。

(4) 午前9時までに上記1の(1)または(2)の基準を満たす警報等が解除されていない場合は「臨時休業」とする。

3 公共交通機関や天候等を考慮した特別措置

(1) 上記1の(1)または(2)の基準を満たす警報等が発令されていない場合でも、上記1(3)等から生徒又はその保護者が安全な登校ができないと判断した場合は、学校に連絡した上で「自宅待機」とする。

なお、生徒は、「自らの命は自ら守る」という意識を持って、慎重に登校の判断をすることとし、登校中であっても、各自で安全性を考慮して帰宅して「自宅待機」、又は「登校」の判断をすること。

(2) 上記2の「自宅待機」の場合でも、公共交通機関の乱れがなく、天候の回復も見込める場合は、「登校して授業」の判断もあり得る。

(3) 気象条件、JRの運行状況・運行計画、登下校時の安全確保の観点により「臨時休業」、「授業を中止し下校」の判断もあり得る。

※マチコミメールやGoogle Classroom、学校ホームページで対応について確認をすること。

4 出席停止等の取扱いについて

「自宅待機」の間は「出席停止」とする。

5 連絡方法について

○Google Classroom

○まちcomiメール（登録者のみ）

○まちcomi米工ページ (<http://sc.machicomi.jp/yonak314/>)

○米工ホームページ (<https://www.torikyo.ed.jp/yonagoko-h/>)

○電話対応（0859-22-9211）電話は午前8時以降にお願いします。